

社会福祉法人 桑友は仕事と育児を両立する 職員を積極的にサポートします！！



職員一人ひとりが能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、出産や子育て、介護等を経ながら、「誰もが長く安心して働き続けられる職場環境づくり」に取り組みます。育児短時間勤務の延長（小学校卒業まで）、特別子の看護休暇（子の看護休暇に加算）等、必要なものは法律の枠組みをこえて整備します。積極的に活用してください！
理事長 青山 貴彦

育児休業・出生時育児休業、その他の両立支援制度を積極的にご利用下さい！
妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知すると共に育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します。

仕事と育児の両立支援制度概要

・出産とは妊娠4か月以上の分娩をいい「死産」「流産」も含まれます。



- ◆ 不利益取扱いの禁止：妊娠、出産、産前産後休業、育児休業等を理由として、不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- ◆ ハラスメントの防止：職場における妊娠、出産、産前産後休業、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に義務づけられています。上記のようなことで悩んでいる、どうすればいいかわからないといった際は、相談窓口まで申し立て下さい。

制度に関する相談窓口・申し込み先【法人本部】

担当：布野・鈴木・青山

～ お気軽にご相談ください♪ ～